

令和8年度インドネシアにおけるビジネスマッチング支援事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

県内ものづくり企業のインドネシアにおける販路開拓を推進するため、令和8年1月に、愛媛県及び愛媛県商工会議所連合会と「経済交流に関する覚書」を締結したインドネシア商工会議所（以下「KADIN」という。）が有する広範なネットワークも活用しながら、同国でのビジネスマッチングの経験とノウハウを有する事業者と連携して、県内企業と現地企業との多様な商談機会を創出し、もって、県関与による営業成果の向上並び地域経済の活性化を図る。

2 委託業務の内容

(1) 業務拠点及び相談体制の整備

KADIN が所在するジャカルタに支援拠点（1ヶ所）を設置し、委託者及び県内企業等からの相談にあたり、シームレスな相談・支援体制を整備する。また、日本国内においても連絡窓口担当者を配置する。

なお、支援拠点における営業日、営業時間は受託者の営業日及び営業時間と同等とし、日本語での問合せに対応できるようにする。

(2) 現地訪問型ビジネスマッチング（県内企業4社程度）

KADIN 会員企業を中心とした現地企業との、現地訪問型のビジネスマッチングを実施（各社6件程度のマッチングを予定）

- ① 現地企業との商談に向け、県内企業の資料作成支援、翻訳
- ② 確度の高い案件の抽出・渡航のフォロー
- ③ 渡航する県内企業に対する個別コンサルティング
- ④ インドネシア現地訪問による個別商談の実施並びに移動手段、通訳、資料等の手配
- ⑤ 県と連携した商談後のフォローアップ。（商談後、概ね一カ月程度を目安に現地企業へ再度アプローチを行い、その時点の交渉課題を明らかにし、状況を県へ報告すること）
- ⑥ 参加企業ごとの課題に合わせたアフターフォロー（海外展開ロードマップの作成、現地再訪サポート 等）
- ⑦ 上記業務に係る必要に応じた面談（Web面談含む）等

(3) その他

- ①業務運営全般に係る県及び県内企業等との連絡調整及び会議の実施
- ②現地の各種調査、情報提供
- ③県内企業の相談対応、コンサルティング、アドバイス、フォローアップ
- ④その他、本事業の実施に関連し、必要と認められる事務。

3 県内企業費用負担

本事業における愛媛県企業の負担金は各社5万円とする。ただし、以下の経費等は愛媛県企業の負担とする。

- (1) 愛媛県企業の渡航費、交通費、宿泊費等
- (2) 商談等にかかる費用（会場費、飲食代等）
- (3) 愛媛県企業側からの通信費（電話、ファックス等）
- (4) 愛媛県企業がインドネシアに送付する製品、サンプル、試作品等の輸送費等
- (5) 県が委託する現地コンサル等と愛媛県企業が直接契約する場合に発生する経費

4 対象外とする業務

- (1) 契約書類等の作成
- (2) 外遊的な海外活動、具体的ビジネスを伴わない依頼
- (3) 違法及び公序良俗に反すると判断される業務など
 - ※（1）契約書類等の作成の業務について明言、専門家等を紹介することは可能とする。
 - ※ 対象外の業務等について、（3）を除き受託者が利用者と直接契約を結ぶことは防げない。

5 事業の目標

- (1) 概ね4社程度を事業の支援対象とし、各社とも現地企業6社程度を目標に商談機会を提供するものとする。
- (2) 個別商談においては、原則として現地企業の取引に係る決定権を有する者との商談機会を提供するものとする。
- (3) 参加企業1社当たり2件以上の今後有望な引き合いを生む効果的な商談を実施するものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

7 委託料

委託料の額は2,120千円を限度とする。（消費税及び地方消費税を含む）

8 応募要件

インドネシアにおけるビジネスマッチングの実績を有し、現地事務所を有するなど、日常かつタイムリーに県内企業の支援等を実施できる事業者であり、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者へ委託し実施することとする。

9 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議すること。
- (2) 企業の各種情報の秘密保持には最大限配慮すること。
- (3) 十分な知識と経験を有した者で業務を遂行することとし、予め受託者で必要な体制を整えること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、委託者と協議の上、その一部を再委託することができる。
- (6) 参加企業から負担金として、各社5万円（消費税及び地方消費税を含む）を負担させること。
- (7) 県内企業の商談実績等の経過把握に努めること。

11 提出書類

- (1) インドネシア商工会議所との連携によるビジネスマッチング支援事業に係る企画書（別紙様式）1部。
- (2) 会社又は法人の登記事項証明書、印鑑証明書（印鑑を使用しない外国人等は署名証明書）、直前2年分の財務諸表 各1部。

郵送またはメールにて提出してください。メールの場合、全ての資料をデータにて送信してください。

○メール送信先：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

12 提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時必着

13 実施予定団体の選定

- (1) インドネシア商工会議所との連携によるビジネスマッチング支援事業における受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。
なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。

14 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ
〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2473 FAX 089-912-2469